

特別児童扶養手当制度の概要

【特別児童扶養手当とは？】

精神又は身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される手当です。

【支給要件は？】

障害児を監護している父母、または父母に代わって児童を養育している者（養育者）に支給されます。障害児を父及び母が監護するときは、その父又は母のうち主として当該障害児の生計を維持する者に支給されます。

障害児とは、20歳未満であって、下記1級及び2級のいずれかに該当する児童をいいます。

1級	2級
1 両眼の視力の和が0.04以下のもの	1 両眼の視力が0.08以下のもの
2 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが90デジベル以上のもの
3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
4 両上肢のすべての指を欠くもの	4 そしゃくの機能を欠くもの
5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7 両下肢を足関節以上で欠くもの	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	9 一上肢のすべての指を欠くもの
# 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	# 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
# 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する程度であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	# 両下肢のすべての指を欠くもの
	# 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	# 一下肢を足関節以上で欠くもの
	# 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	# 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	# 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	# 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※つぎのいずれかに該当する場合は手当を受けることができません。

1. 日本国内に住所を有しないとき
2. 障害を事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けられるとき
3. 児童が児童福祉施設等に入所している
4. 里親に委託されている

【手当の額は？】

支給にあたっては、手当を請求する者（父母または養育者）の所得による支給制限があります。また、生計を同じくする扶養義務者の所得も支給制限の対象となります。

1級該当者		2級該当者	
児童1人	2人以上	児童1人	2人以上
50,400円	50,400円×児童数	33,570円	33,570円×児童数

【手当の支払いは？】

認定された場合、支給対象月は認定請求をした日の属する月の翌月分からとなります。

4月、8月、11月に支払月の前月までの分が支払われます。

（4月＝12.1.2.3月分 8月＝4.5.6.7月分 11月＝8.9.10.11月分）

【手当を受給するには？】

■認定請求

新たに受給資格が生じた場合、手当を受給するには認定請求書の提出が必要となります。認定を受けなければ手当を受ける権利は発生しません。

手当は、認定請求をした日の属する翌月分から支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

認定請求に必要な書類

戸籍謄本	申請者及び対象児童のもの
住民票謄本	家族全員分（本籍と続柄が記載されたもの） ※世帯分離している請求者の父母等も含む
診断書等	各種診断書、身体障害者手帳の写し、療育（愛護）手帳の写し
所得証明書	申請する年の1月1日現在、六ヶ所村に住所がなかった方
預金通帳	申請者名義のもの
印鑑	認印（シャチハタ不可）
窓口に設置してある書類	認定請求書、各種診断書様式、口座振替申出書 ※その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

■所得状況届

引き続き手当を受給する要件があるかどうかを確認するためのものです。受給者は毎年8月11日から9月10日までに届出が必要となります。

■その他の手続き

内容に変更が生じた場合は、次のような届出が必要となります。

額改定届・請求書	監護または養育する児童が増減したとき
資格喪失届	受給者または対象児童が支給要件に該当しなくなったとき
死亡届	受給者が死亡したとき（14日以内に届出必要）
氏名変更届	受給者が氏名を変更したとき（14日以内に届出必要）
証書亡失届	手当証書を亡失したとき
住所・金融機関変更届	転入・転出、同一市町村内で転居するとき（14日以内に届出必要） 金融機関を変更するとき